

丸亀市社会参加応援パートナー登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丸亀市（以下「市」という。）が管理する丸亀市社会参加応援パートナー（以下「応援パートナー」という。）の登録について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第1項に定める重層的支援体制整備事業のうち、法第106条の4第2項第2号に定める参加支援事業の実施に当たり、地域の社会資源の拡充を図り、既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に対して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うことを目的とする。

(対象)

第3条 応援パートナーは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業、団体等（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 前条の目的に賛同すること。
- (2) 事業や活動の内容が参加支援事業の目的に鑑みて適切であること。
- (3) 法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 活動内容が政治活動又は宗教活動でないこと。
- (5) 活動内容が特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対する活動でないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力でないこと。
- (7) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員（以下「代表者等」という。）に、反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(内容)

第4条 市は、企業等を応援パートナーとして登録し、次の活動について協力を求めることができる。

- (1) 社会参加の支援メニューの開発
- (2) 社会参加の機会の提供
- (3) 参加支援事業及び応援パートナーを広く市民に浸透させるための広報啓発活動

(登録の申請)

第5条 応援パートナーとしての登録を希望する企業等は、丸亀市社会参加応援パートナー登録等申請書（様式第1号）の提出により申請するものとする。

(登録の承認)

第 6 条 市は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録を承認するときは、申請者に対し丸亀市社会参加応援パートナー登録証（様式第 2 号）を交付し、応援パートナーの概要（名称等）について市のホームページ等で公表することができる。

（登録の不承認）

第 7 条 市は、第 5 条の規定による申請を行った企業等が次のいずれかに該当する場合は、登録を承認しないことができる。

- (1) 第 3 条に掲げる要件を満たさないと判断される場合
- (2) 申請内容に不備がある場合
- (3) 申請内容及び活動内容に虚偽又は不正が認められる場合

2 市は、登録を不承認とする場合は、団体等に対し、その理由を記した文書をもって通知しなければならない。

（登録の変更等）

第 8 条 応援パートナーは、登録内容に変更があった場合又は登録の取下げを希望する場合には、丸亀市社会参加応援パートナー登録等申請書（様式第 1 号）の提出により、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第 9 条 市は、前条に定めるほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 企業等が倒産又は解散した場合
- (2) 企業等又はその代表者等が、法令又は公序良俗に反する行為をした場合
- (3) 参加支援事業の目的に反する行為を行った場合又はその疑いがあると認められる場合かつ市からの是正指導に従わなかった場合
- (4) その他市の信用を傷つける行為を行ったと認められる場合

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

附則（令和 7 年 5 月 9 日）

この要領は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

丸亀市社会参加応援パートナー登録等申請書

「丸亀市社会参加応援パートナー」の目的に賛同し、「丸亀市社会参加応援パートナー」の登録について申請します。

■申請種別（該当する□にチェックしてください。）

☐ 登録	☐ 登録内容の変更	☐ 登録の取下げ
-----------------------------	----------------------------------	---------------------------------

※変更・取下げの場合は登録内容・連絡担当者を記入してください。

■登録内容

属性	☐ 営利法人 ☐ 非営利法人 ☐ 個人事業主 ☐ 団体 ☐ その他（ ）		
企業（事業所）名 ・団体名	(フリガナ)		
業種			
代表者	役職		
	氏名	(フリガナ)	
所在地	〒		

■連絡担当者

担当者	部署			
	氏名	(フリガナ)		
連絡先	電話		FAX	
	E-mail			

■同意（内容を確認のうえ該当する□にチェックしてください。）

- ☐ 丸亀市社会参加応援パートナー登録要領に記載されている事項に同意します。
- ☐ 丸亀市のホームページ等に「社会参加応援パートナー」として企業名・団体名を掲載することに同意します。

■企業・団体における事業や活動の内容（参考資料があれば添付してください。）

(Webページ参考URL：)

※上記の記載内容に関わらず協力をお願いをする場合がございますのでご了承ください。

■現時点で協力できそうなことがあればご記入ください。

--

■その他

本申請書にて収集した情報は、社会参加応援パートナー関連事業以外の目的には使用しません。

【提出先・問合せ先】 **社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会**（丸亀市参加支援事業受託者）
〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号 丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）1階
TEL: 0877-22-4976 FAX: 0877-23-8110 E-mail: juso@marugame-shakyo.or.jp



丸亀市社会参加応援パートナー 登 録 証

丸亀市社会参加応援パートナーとして登録し
ここに証します

登録番号： 号

名 称：

令和 年 月 日

丸亀市長 松永 恭二